第3章

施策の展開

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

人権尊重と男女共同参画の意識づくり あらゆる分野への男女共同参画の促進 多様な生き方が選択できる環境づくり

第3章 施策の展開

基本目標

人権尊重と男女共同参画の意識づくり

推進の方向 1 男女共同参画意識の啓発

■ 現況と課題 ■

本市においては、関係団体等との連携により、市民向けの意識啓発事業をはじめ、様々な手法で男女共同参画意識づくりの取り組みを推進していますが、「市意識調査」では、「男女共同参画」という言葉の認知度は、市民の32.0%が「聞いたことがない」と回答しており、男女共同参画への理解と市民意識の向上を図るための取り組みが、まだまだ必要な状況にあります。

【図表-1】

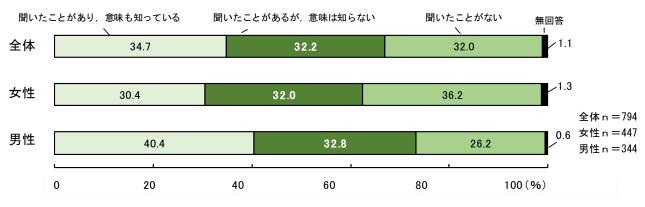
さらに、「男は仕事、女は家庭」という考え方を市民の47.0%が否定的に受け止めており、性別による固定的役割分担意識は、少しずつ変化していますが、女性より男性に肯定的な意識が根強く残っており、男女共同参画に関する男性の理解の促進をさらに図っていくことが必要です。【図表-2】

近年は共働きの世帯数が専業主婦の世帯数を上回っており、共働き世帯は増加傾向にありますが、職場や家庭などでの性別による固定的役割分担意識は、男性の家事・育児・介護等への参画が進まず、男性にとっても、長時間労働やワーク・ライフ・バランスの実現が難しくなることから、男女が共に暮らしやすい社会に向け、意識の改革が必要となってきます。【図表-3】

少子高齢化が進行するなかで、女性も社会において貴重な労働力として期待されており、これからは、男女が共にその個性と能力に応じて社会のあらゆる場で活躍し、喜びも社会的責任も共 に分かち合うという共通認識が必要となっています。

また、情報化が進行するなか、私たちの生活はマスメディアからの影響を非常に大きく受けていますが、そのマスメディアからもたらされる膨大な情報のなかには、性別役割分担の固定的なイメージを植え付ける表現や差別的な表現など、男女の人権を侵害するおそれのある表現なども見受けられます。このため、マスメディアや報道に携わる人たちはもとより、行政など情報を提供する側が、社会に及ぼす影響について十分配慮すると同時に、情報を受け入れる側においても、男女共同参画の視点をもって情報を主体的に判断することができる能力(メディア・リテラシー)を向上させることが必要です。

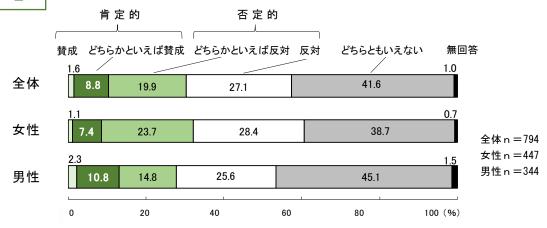
図表-1 「男女共同参画」の言葉の認知度について(函館市)



資料:「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書」(令和3年度)

図表-2

「男は仕事、女は家庭」という考え方について(函館市)

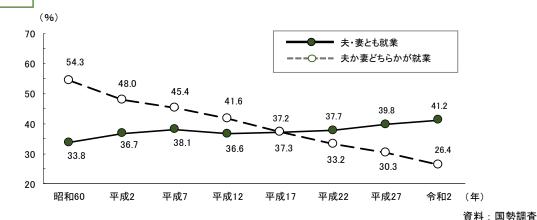


資料:「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書」(令和3年度)

図表一3

備者)

共働き世帯数の推移について (函館市)



1. 各年度の国勢調査の結果から算出。

2. 昭和 60 年から平成 12 年までは函館市と旧 4 町村(戸井町,恵山町,椴法華村,南茅部町)のそれぞれの世帯数を合算して算出。

■ 基本的な方向性と主要施策 ■

各種媒体を活用するなど、様々な機会を捉えて、男女共同参画の理解を促し、より一層の周知を図るため、広報・啓発に努めます。

また, 男性の家事・育児等へのさらなる参画を促すための学習機会の提供など, 男女共同参画への男性の理解の促進と意識改革に努めます。

さらに、女性の人権尊重や青少年の健全育成のため、図書やインターネット情報などの監視 やメディア・リテラシーの向上を図り、環境の浄化に努めます。

- ① 意識改革のための啓発
- ② 職場・家庭・地域等における社会制度や慣行の見直し
- ③ 男女の人権尊重の視点に立った表現の取り組み

函館市男女共同参画推進条例

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること,直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと,男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならないこと。

第11条 市は、男女共同参画の推進について、市民および事業者の理解を深めるため、社会のあらゆる分野において、情報の 提供、広報、啓発活動その他の適切な措置を講じなければならない。

推進の方向 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

■ 現況と課題 ■

「市意識調査」における男女の地位の平等感については、学校教育においては6割以上の人が平等になっていると感じているものの、家庭や職場さらに社会全体でも平等感がまだまだ低いのが実態となっており、内閣府調査との比較では、ほぼすべての分野で平等感が低い状況になっています。【図表-4】

ライフスタイルや価値観が多様化しているなかで、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択するためには、一人ひとりが性別による固定的役割分担意識にこだわることなく、その能力を発揮できるような社会全体の意識変革が必要となります。

このため、家庭、地域、職場において、男女共同参画の意識啓発を進めていくことが重要であり、特に次代を担う子どもたちには、男女の平等感や人権を尊重する心を育む教育を行うことが 大切です。

図表一4

男女の地位の平等感

①家庭生活

函館市調査(令和3年8月)

内閣府調査(令和元年9月)

②職場環境

函館市調査(令和3年8月)

内閣府調査(令和元年9月)

③学校教育

函館市調査(令和3年8月)

内閣府調査(令和元年9月)

4社会活動

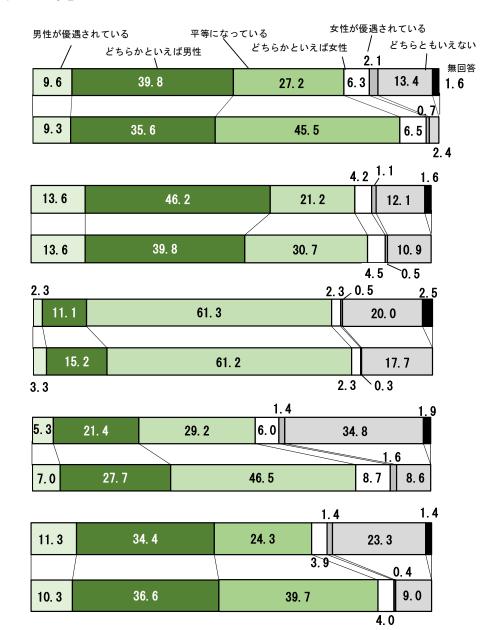
函館市調査(令和3年8月)

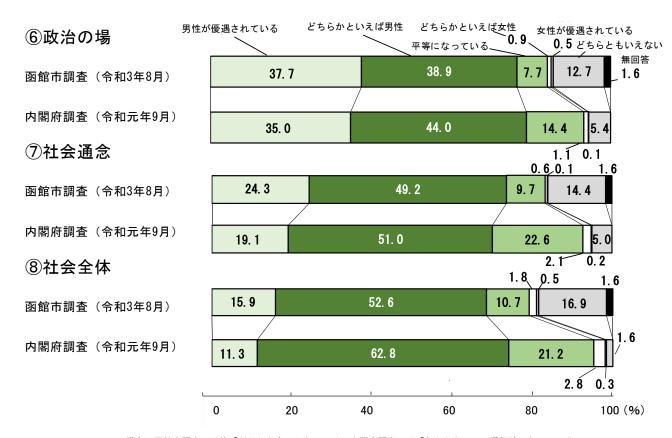
内閣府調査(令和元年9月)

⑤制度上

函館市調査(令和3年8月)

内閣府調査(令和元年9月)





備考)函館市調査の回答「どちらともいえない」は、内閣府調査では「わからない」の選択肢になっている。

資料:「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書」(令和3年度)(函館市) 全体 n = 794

「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年度)(内閣府)

■ 基本的な方向性と主要施策 ■

講演会や各種講座など様々な機会を捉えて、男女共同参画に関する意識高揚を図ります。 また、学校においては教職員に対し、男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図るほか、 児童生徒に対しては、学習指導要領に基づき、男女の平等や相互の理解・協力について適切に 指導するとともに、キャリア教育のなかで、就職後に必要となる育児や介護などの制度に関す る学習機会の提供に努めるなど、発達の段階に応じて、男女共同参画の視点に立った教育の充 実に努めます。

- ① 男女共同参画の視点に立った家庭や地域における教育・学習の充実
- ② 男女共同参画の視点に立った学校教育等の充実

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (1) 男女が一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 第14条 市は、市民への基本理念の普及を図り、男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画に関する教育の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市民は、生徒、児童および幼児(以下「生徒等」という。)に対し、基本理念の普及を図り、男女共同参画についての理解を深めるため、家庭および地域において、男女共同参画の推進に関する教育を行うよう努めなければならない。
- 3 学校または保育所を設置し、または管理する者は、生徒等の発達段階に応じた男女共同参画に関する教育の推進に努めなければならない。
- 4 市は、前2項の規定による男女共同参画に関する教育の推進を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

推進の方向 3 人権尊重と暴力等の根絶

■ 現況と課題 ■

近年、法律や制度上での男女共同参画は進んできましたが、男女の性別役割分担意識は根強く 残っており、配偶者等からの暴力(DV)や、職場等において地位を利用した悪質なハラスメン トなどによる被害は後を絶ちません。

平成13年(2001年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、DVに対する問題意識も高まり、本市においても「函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会」を設置し、関係機関が連携して被害者の支援に努めているほか、平成25年(2013年)には、「函館市配偶者暴力相談支援センター」を設置するなど、取り組みの強化を図っております。

こうした状況のなか、本市におけるDVの相談件数は、平成19年(2007年)の

1,880件から増加を続け、平成24年(2012年)には5,581件に達し、その後減少傾向にあるものの、年間4,000件以上で推移しています。さらに、「市意識調査」においても女性の約15.2%(約7人に1人)が「直接経験したことがある」と回答しています。女性に対する暴力は、これまでの社会全体の風土・慣行にも起因していると考えられますが、こうした問題は、「家庭の問題」、「個人の問題」として潜在化しがちで、実態の把握は難しい状況にあります。【図表-5,6】

しかし、どのような間柄であっても暴力は許されるものではなく、DVのみならず性暴力被害やストーカーなどによる被害も深刻な社会問題であり、男女の人権尊重と暴力防止の意識啓発はもとより、被害者の救済と自立に向けた支援体制の整備が必要です。

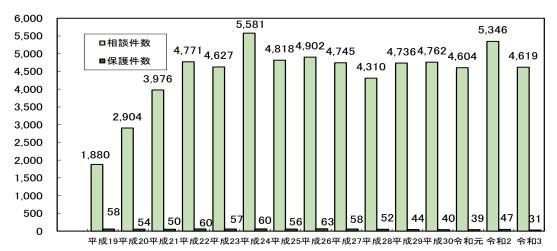
また、セクシュアル・ハラスメントは女性と男性の間に認識の差が大きく、弱い立場の女性が被害者になることが多く、「市意識調査」においても女性の22.4%(約5人に1人)が「直接経験したことがある」と回答しています。【図表-7】

このため、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメント防止に向けて企業などへの意識啓発をはじめ、社会全体で取り組むことが必要です。

さらには、性的少数者が日常生活で偏見や差別、無理解により生きづらさを抱えていることが 少なくないことから、差別や偏見等をなくすための意識啓発や困難の解消に向け、社会全体で取 り組むことが大切です。

図表-5

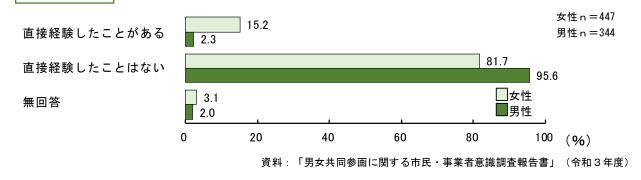
函館市におけるドメスティック・バイオレンスに係る 相談および緊急一時保護件数の推移 (函館市)



資料:函館市子ども未来部子育て支援課

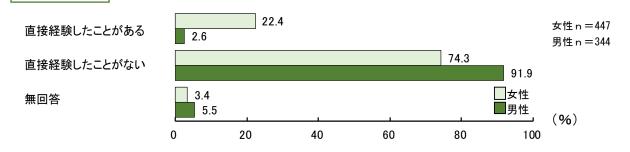
図表一6

ドメスティック・バイオレンスの実態(函館市)



図表-7

セクシュアル・ハラスメントの実態 (函館市)



資料:「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書」(令和3年度)

■ 基本的な方向性と主要施策 ■

講演会等の開催により、DVやハラスメントが人権問題であることの認識を広めるとともに、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することは有益であることから、裾野を広げた啓発活動により、予防に努めます。

また、関係機関との連携を密にし、性暴力被害やストーカー等を含めた被害者支援のための、相談体制の充実や支援体制の強化に努めます。

さらには、性的少数者への誤解や理解不足から生じる偏見や差別等を解消するため、正しい 知識を身につける学習機会や意識啓発事業を実施するとともに、性的少数者の方々に寄り添っ た相談等の支援に取り組むほか、事業者に対し、誰もが働きやすい環境づくりなどへの理解と 協力を求めていきます。

- ① ドメスティック・バイオレンスやハラスメントの被害者,性暴力被害者等への支援体制 の強化・充実
- ② 互いの性を尊重する意識の啓発
- ③ 性の多様性の尊重と理解の促進

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (1) 男女が一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (5) 男女が互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり人格の尊厳を保つことができるようにすること。
- 第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントおよびドメス ティック・バイオレンスを行ってはならない。

事業概要

基本目標に対応する具体的な取り組み

基本目標 1

人権尊重と男女共同参画の意識づくり

推進の方向

1

男女共同参画意識の啓発

主 要 施 策 ① 意識改革のための啓発

主な事業の概要	事 業 内 容	所管	部局
講演会, 講座等の開催	○男女共同参画フォーラムの開催○ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントが人権侵害であることの社会的認識を深めるための講座・出前講座の開催・DV防止講座への職員派遣	,,	民部
啓発活動の促進	○男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行○男女共同参画啓発誌(小・中学生版)の発行○啓発資料等の貸出し・情報誌,関係図書の貸出し○男女共同参画パネル展の開催	市	民部
男性の家庭参画への促進	○男性を対象とした講座の開催 ○子育て支援講座の開催 ・プレママ・プレパパ教室(両親学級)の開催	·	民部
情報の提供	○最新情報の発信, 提供 ・メールマガジンによる, 関連情報等のタイムリーな情報の発信, 提供	市	民 部
マスメディア等の活用	○市政広報テレビ・ラジオ番組, プレスリリースのほか, 市ホームページや広報紙等を活用した男女共同参画 に関する広報・啓発活動	_	画 部民 部

主 要 施 策 ② 職場・家庭・地域等における社会制度や慣行の見直し

主な事業の概要	事業内容	所	管 部	局
各種講座の開催	○社会の様々な場で男女共同参画を阻害する要因となる 社会制度や慣行等を見直すための各種講座の開催・男女共同参画に関する出前講座の開催	市	民	部
職場・地域等における 慣行の見直し	○意識調査および意識啓発○職場や地域等への資料等の貸出し・情報誌,関係図書の貸出し	市	民	器

主 要 施 策 ③ 男女の人権尊重の視点に立った表現の取り組み

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部 局
男女共同参画意識に 基づく表現への配慮	○市の新規採用職員研修における「表現のガイドライン」 の周知	市	民 部
啓発活動の促進	○男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行○啓発資料等の貸出し・情報誌,関係図書の貸出し○男女共同参画パネル展の開催	市	民 部
有害図書等の監視 および環境浄化	○有害図書等の監視・環境浄化の取り組み・有害図書等立入調査の実施	子る	ども未来部

推進の方向 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

主 要 施 策 ① 男女共同参画の視点に立った家庭や地域における教育・学習の充実

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
講演会, 講座等の開催	○男女共同参画社会への意識づくり・男女共同参画フォーラムの開催・女性センターでの講座の開催・公民館,図書館等での講座の開催	市民部生涯学習部
	○デートDVなどドメスティック・バイオレンスを防止する ための講座の開催○妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及・プレママ・プレパパ教室(両親学級)の開催	子ども未来部
託児体制の整備	○講座等の開催時における託児体制の整備 ・主催講座等における託児の実施	市 民 部
啓発活動の促進	○男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行○男女共同参画啓発誌(小・中学生版)の発行○啓発資料等の貸出し・情報誌,関係図書の貸出し○男女共同参画パネル展の開催	市民部

主 要 施 策 ② 男女共同参画の視点に立った学校教育等の充実

主な事業の概要	事 業 内 容	所管部局
各種講座の開催	○男女共同参画に関する出前講座の開催○ワーク・ライフ・バランスに関する出前講座の開催・ワーク・ライフ・バランスアドバイザーの派遣による開催○市内中学校を対象に健康教育を実施・思春期教室の実施○小学生に対するあらゆる暴力に対する予防教育	市民部子ども未来部
男女共同参画意識の 啓発, 醸成	○教科指導における男女共同参画意識の醸成○学校行事運営,児童・生徒会活動の促進○家庭科教育の推進○人間教育としての性教育の充実	学校教育部
進路指導の充実	○男女の別なく個人の能力,適性に応じた進路指導の充実○職業観の育成○進路・就職情報の提供	学校教育部
教職員研修の充実	○人権尊重, 男女共同参画に関する教職員の認識を 深める研修の充実	学校教育部

推進の方向 3 人権尊重と暴力等の根絶

主 要 施 策 ① ドメスティック・バイオレンスやハラスメントの被害者・性暴力 被害者等への支援体制の強化・充実

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
関係機関とのネットワーク の構築	○配偶者等からの暴力対策関係機関協議会代表者会議等の開催○要保護児童対策地域協議会代表者会議等の開催○性暴力被害防止対策協議会代表者会議等の開催	子ども未来部
民間団体への支援	○民間女性シェルターに対する運営補助	子ども未来部
苦情等への対応	○男女共同参画苦情処理制度の活用	市民部
相談支援体制の充実	○母子・父子自立支援・女性相談室の設置○性暴力被害者支援相談員の配置○DVや様々な虐待に悩む人のための相談○市職員を対象としたハラスメント相談窓口	子ども未来部 市 民 部 総 務 部
DV防止のための啓発 活動	○啓発パンフレットの作成発行や相談窓口に関する 周知用携帯カードの発行	子ども未来部

主 要 施 策 ② 互いの性を尊重する意識の啓発

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
講演会, 講座等の開催	 ○デートDVなどドメスティック・バイオレンスを防止するための講座の開催 ○性暴力被害者支援のための講演会の開催 ○小学生に対するあらゆる暴力に対する予防教育 ○市内中学校を対象に健康教育を実施・思春期教室の実施 ○思春期におけるさまざまな問題行動についての適切な知識の普及・思春期保健講演会の開催 	子ども未来部
相談支援体制の充実	○多様化する思春期の問題に対応した相談・思春期保健相談の実施	子ども未来部
ハラスメントについての 意識啓発	○啓発資料等の貸出し・情報誌,関係図書の貸出し○研修会等への職員の派遣	市民部

主 要 施 策 ③ 性の多様性の尊重と理解の促進

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管部。	局
啓発活動の促進	○性的少数者への理解の促進 ・啓発パンフレットの作成発行等による啓発 ・LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣 による研修会の実施	市	民	部
相談支援体制の充実	○性的指向や性自認などに悩む人のための相談	市	民	部
職場環境づくりの支援	○事業者における職場環境づくりの推進	市	民	部
パートナーシップ宣誓 制度の運用	○函館市パートナーシップ宣誓制度の運用	市	民	部

基本目標 2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

【女性活躍推進計画】

推進の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■ 現況と課題 ■

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を 十分に発揮し、社会のあらゆる分野において参画していくことが重要ですが、現状では、市や事 業所の政策・方針決定過程の場における女性の割合は、低い状況にあります。

このようななか、本市では、本計画において「各種審議会等委員への女性登用率35%」の数値目標を掲げておりますが、平成13年(2001年)の17.8%から平成17年(2005年)に21.5%に上昇後、平成23年(2011年)に19.2%まで低下したのち、函館市女性人材情報提供事業(女性人材リスト)の実施などにより、増加傾向にあったものの、令和元年度から再び減少傾向に転じており、今後も引き続き取り組みを推進する必要があります。

【図表-8】

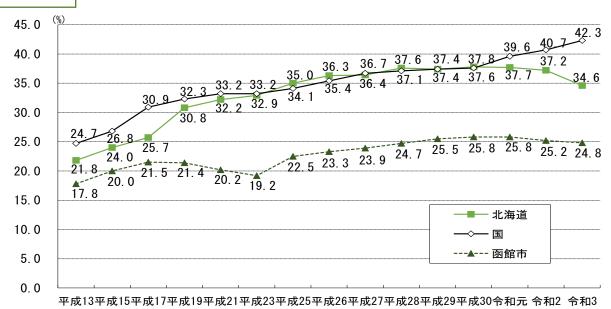
また、市の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合についても、登用が進んできている 状況にありますが、平成27年(2015年)8月には、「女性活躍推進法」が成立し、社会全 体で女性活躍推進の動きが活発化しているなか、市のみならず事業者においても、女性の能力の 開発促進とともに、能力に見合った女性の登用拡大や、職員のワーク・ライフ・バランスの実現 に向けた取り組みを促進していく必要があります。【図表-9,10】

一方では、長年の男性中心の社会のなかで、女性自身も責任ある地位に就いたり、重要な役割を担うことを敬遠しがちであることも実態としてあります。

しかし,政策・方針決定過程に,男女が社会の対等な立場で参画することは,男女共同参画社会を実現するうえで,大切な要件の一つであることから,今後,積極的に女性の比率を高めていくことが必要です。

図表-8

審議会委員への女性登用率の推移



資料:北海道環境生活部男女平等推進室 函館市総務部

図表一9

函館市の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
職員総数	3, 414人	3, 389人	3, 367人	3, 329人	3, 354人	3, 360人
うち女性	1, 212人	1, 189人	1, 194人	1, 169人	1, 201人	1, 201人
割合	35. 5%	35. 1%	35. 5%	35. 1%	35. 8%	35. 7%
管理職数	284人	283人	281人	280人	278人	286人
うち女性	38人	40人	41人	41人	42人	45人
割合	13. 4%	14. 1%	14. 6%	14. 6%	15. 1%	15. 7%

備考)管理職数は、課長補佐職以上の職員数(=管理職手当の支給をうける職員数)。

資料:函館市総務部

図表-10

函館市内事業所の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	平成28年度	平成29年度	平成29年度 令和元年度			
管理職数	2, 837人	2, 771人	3, 285人	2,091人		
女性	672人	659人	691人	448人		
割合	23. 7%	23. 8%	21.0%	21. 4%		

備考)調査対象事業所のうち、回答のあった事業所の集計結果であり、各年度の回答事業所は一致しない。

当調査は、平成29年度以降、隔年実施となっている。

資料:函館市労務状況調査

■ 基本的な方向性と主要施策 ■

男女双方の意識改革を進め、特に女性に対しては、社会を担う一員としての自覚と責任をもち、政策・方針決定過程へ積極的に参画していくような意識の醸成や、女性の能力開発を進め、事業者に対しては、関係機関と連携を図りながら、積極的な女性の登用を図るとともに、女性の登用状況の把握についても理解と協力を求めていきます。

- (1) 各種審議会等委員への女性の登用促進
- ② 女性の人材育成
- ③ 職場等における女性の登用促進

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策または事業者における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 第10条 市は、附属機関その他の諮問機関の委員の委嘱を行う場合には、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

推進の方向 2 雇用等の場における男女共同参画の促進

■ 現況と課題 ■

労働は生活の経済的基盤であり、人が自立して生きていくための重要な要素であるといえます。少子・超高齢社会においては、女性の労働力はより重要なものとなり、本市の労働人口における女性の割合も増加傾向にあります。【図表-11】

また、女性の労働力率について年代別に見た場合、家事・育児等の負担が最も大きい30歳代で仕事を中断し、その後育児等が一段落してから再就職するといういわゆるM字カーブを描いていることが我が国の特徴であり、本市においても同様の傾向が見られます。【図表-12】

一方,産業別の就業状況は,労働人口の減少により,すべての産業で男女ともに就業者数が減少しているものの,男女の構成比においては,就業者数全体では,女性の比率が高まってきています。【図表-13】

しかし,「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など,制度上の男女平等は整ってきましたが,人々の意識の面では,性別による固定的役割分担意識はいまだ根強く残っているため,働く場においては,職域も限定的なものとなり,また一方では,セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの被害が生じるなど,女性の能力が十分に発揮できる状況になっていない実態があります。

また,女性の雇用形態としてパートタイム労働者など非正規雇用の割合が高いことなどから, 賃金や待遇の男女格差が大きくなっており,これらへの対策が求められています。

さらに,長時間労働等の慣行は,男性にとっては,育児や家庭へ参画したいという意欲があっても実現できなくなるほか,女性にとっても,家庭生活の負担が大きくなるなど問題も出てきます。

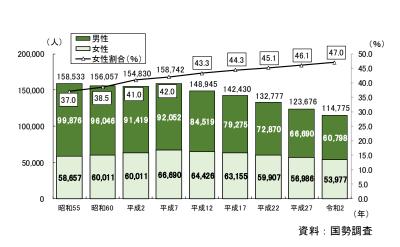
「市意識調査」によると、全体の39.1%がワーク・ライフ・バランスを実現できていない、またはどちらかといえば実現できていないと回答しており、その理由としては、職場に人的な余裕がないため、長時間労働であるためと回答する割合が高くなっています。【図表-14】このため、男女にとって均等な就業機会と待遇が得られ、また結婚・出産した女性が働き続けることができるよう、雇用等の場の男女共同参画の促進と、男女が共に働きやすいワーク・ライフ・バランスの推進など就業環境の整備を進める必要があります。

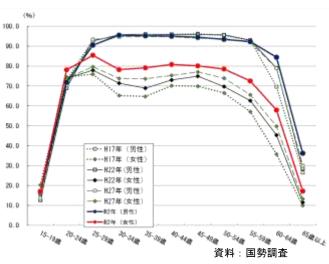
図表-11

函館市の労働人口の推移

図表-12

函館市の労働力率の推移





図表-13

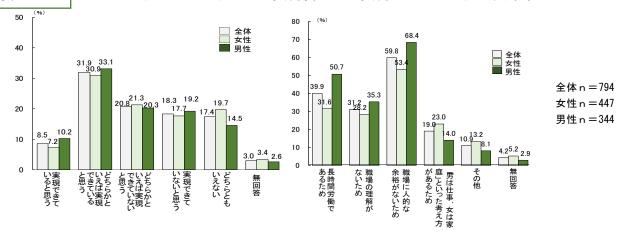
函館市の産業分類別就業者数

		令和2年	F度			平成2	7年度		増え	咸数(合計	-)
区 分	男性	女性	合計	女性が占 める割合	男性	女性	合計	女性が占 める割合	男性	女性	合計
第1次産業	2, 084	1, 118	3, 202	34. 9%	2, 687	1, 450	4, 137	35. 0%	-603	-332	-935
う ち 農 林 業	636	437	1,073	40. 7%	646	396	1,042	38. 0%	-10	41	31
第2次産業	12, 466	5, 087	17, 553	29. 0%	13, 653	5, 837	19, 490	29. 9%	-1, 187	-750	-1, 937
うち建設業	7, 669	1, 332	9, 001	14. 8%	8, 401	1, 346	9, 747	13. 8%	-732	-14	-746
第3次産業	40, 711	43, 461	84, 172	51.6%	42, 460	44, 020	86, 480	50. 9%	-1, 749	-559	-2, 308
うち金融・保険業	913	1, 356	2, 269	59. 8%	1,081	1, 480	2, 561	57. 8%	-165	-124	-292
うち不動産業	1, 180	943	2, 123	44. 4%	1, 262	970	2, 232	43. 5%	-52	-27	-109
うち学術研究・専門技術	1, 485	861	2, 346	36. 7%	1, 526	831	2, 357	35. 3%	-41	30	-11
そ の 他	2, 268	1, 988	4, 256	46. 7%	3, 836	3, 182	7, 018	45. 3%	-1, 568	-1, 194	-2, 762
合 計	57, 529	51, 654	109, 183	47. 3%	62, 636	54, 489	117, 125	46. 5%	-3, 228	-1, 381	-7, 942

資料:国勢調査

図表-14

ワーク・ライフ・バランスの実現度および実現できない理由(函館市)



資料:「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書」(令和3年度)

■ 基本的な方向性と主要施策 ■

事業者においては、法制度の遵守・活用と女性の能力を十分に活かすための母性健康管理を推進し、市においては「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定等の取り組みの周知、啓発や、積極的な改善措置(ポジティブアクション) (注) を普及促進するよう理解と協力を求めるとともに、働きやすい就業環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

注)ポジティブアクション/様々な分野において、活動に参加する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、 男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

- ① 働く場における男女の均等な就業機会と待遇の確保
- ② 働く女性の母性健康管理の推進
- ③ 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) のための長時間労働の是正等就業環境の 整備
- ④ 雇用に関わる法制度等の周知・啓発および相談体制の充実

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (2) 社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならないこと。
- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市 が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントおよびドメス ティック・バイオレンスを行ってはならない。

推進の方向 3 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備

■ 現況と課題 ■

近年,就業ニーズが多様化してきているなか,非正規社員を雇用する事業所が増加していますが,これらは比較的簡単に採用してもらえる反面,雇用調整の対象になりやすく,正規社員と待遇面での格差が生じるなど,問題も多く指摘されており,正規社員と非正規社員との間の賃金格差,さらに非正規社員の男女間格差など,女性にとっての就業環境は厳しい状況となっています。【図表-15】

また,自営業や農林水産業などでは,労働時間や報酬が不明瞭になりがちであり,労働環境の整備も不十分な場合が多く,さらに女性は,家事と不規則な就業形態による長時間労働など過重な負担を強いられる場合がありますが,どのような雇用形態であっても,すべての労働者が安心して働くことができるような就業環境の整備が必要です。

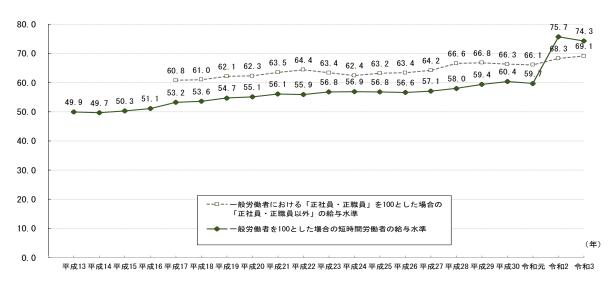
人口減少や労働力不足を背景に、あらゆる場面での女性の活躍推進が社会全体で期待されており、活力ある地域社会を維持するため、妊娠・出産等の女性のライフステージに応じた働き方を 支援する必要があります。

また、「市意識調査」や内閣府調査の結果で、女性が職業を持つことに肯定的な意見が多いことから、働きながら子育てのできる環境を整え、あるいは子育てのために仕事を中断しても、子育てが落ち着いた段階で、様々な再チャレンジができる環境を整備していくことが、男女共同参画の推進につながり、少子化対策の一つとしても有効であると考えます。【図表-16】

図表-15

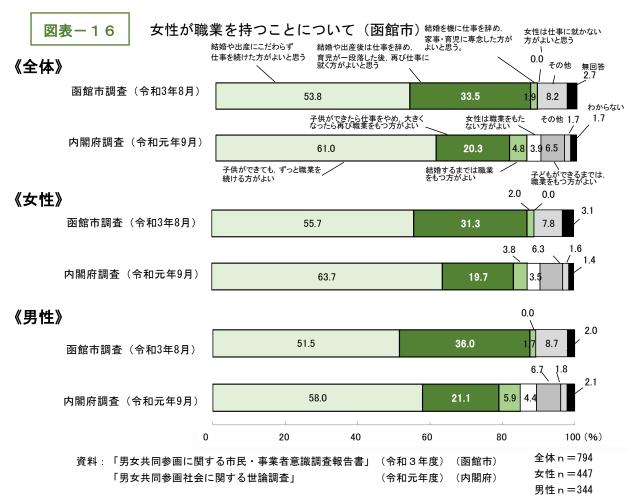
雇用形態・就業形態間の1時間当たり所定内給与格差の推移(男女計)

(基準とする労働者の給与=100)



備考)

- 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
- 2.10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
- 3. 一般労働者における 1 時間当たり所定内給与額は、「各年 6 月分の所定内給与額」/「各年 6 月分の所定内実労働時間数」。
- 4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
- 6. 雇用形態(正社員・正職員,正社員・正職員以外)別の調査は平成17年以降行っている。



■ 基本的な方向性と主要施策 ■

定期的な労務状況調査により事業所の実態把握を行い、関係機関との連携を図りながら事業者に対し、労働環境や労働条件の改善について働きかけ、就業環境の整備に努めます。

また,女性の技能習得に関わる講座の開催や資格取得をはじめ,就業に関する様々な情報提供 を行います。

さらに、女性の経営能力や起業に関する学習機会の提供に努めます。

- ① 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に向けた啓発
- ② 女性の再チャレンジ支援
- ③ 女性の起業支援の充実
- ④ 様々な雇用形態における女性の就業環境の整備

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (2) 社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならないこと。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすること。
- 第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の推進に努めるものとする。

推進の方向 4 地域社会等への男女共同参画の促進

■ 現況と課題 ■

人口減少や、少子高齢化の進行という厳しい状況に直面するなか、活力ある地域社会を形成するためには、男性も女性も積極的に地域に参画していくことが重要となっています。町内会やPTAなど地域の活動では、実質的な活動に女性が大きく関わっている状況にありますが、役職等についているのは男性が多く、女性は意思決定の立場に身を置くことを敬遠する傾向もあるなど、性別による固定的役割分担意識に基づく慣習・慣行が根強く残っています。

一方,「市意識調査」によると、83.7%の男性が,仕事と家庭や地域活動を両立させたいと考えていますが,現実には地域の人とふれあう機会もあまり多くは生み出せないという状況があります。

誰もが住みよいまちづくりを進めていくためには、女性の視点が反映されるべきであると同時に、地域活動やボランティア活動などに誰もが気軽に参加し、多様な活動ができることが必要です。【図表-17】

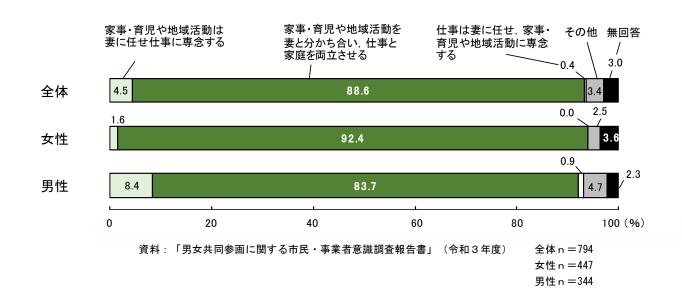
また,近年頻発している地震や風水害など自然災害は,日頃からの防災意識を高めると同時に,過去の災害発生時の経験から,防災や災害時さらには復興に関しての男女のニーズの違いを十分に把握して進める必要性が明らかになったことから,本市においても防災対策に関して,男女共同参画の視点が重要であるほか,防災やまちづくり,さらには観光などボランティアを含め地域に根ざした活動において,より一層の女性の参画を拡大していく必要があります。

【図表-18】

さらに男女共同参画に関する国際社会の動向の把握に努めるほか、海外の姉妹都市等との交流 や、国際交流団体の活動に参加することも、国際的な視点に立った男女共同参画に関する理解を 深めるうえで、有効であると考えます。

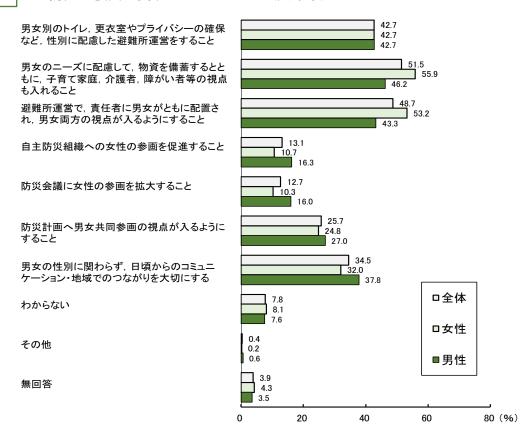
図表-17

仕事と家庭についての男性の考え方(函館市)



図表-18

防災・復興に関することについて(函館市)



資料:「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書」(令和3年度)

全体 n = 794 女性 n = 447

男性 n = 344

■ 基本的な方向性と主要施策 ■

町会活動や防災対策など地域の活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう意思決定 過程への女性の参画を働きかけるとともに、男性の地域活動への参加促進のための情報提供に努 めます。また、国際交流団体との交流や海外派遣事業等を推進し、海外の男女共同参画に関する 状況について、知識を深めます。

- ① 地域社会への男女共同参画の促進
- ② 地域防災や防犯などの分野における男女共同参画の促進
- ③ 男女共同参画に関する国際交流活動の促進

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (2) 社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならないこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策または事業者における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏ま えながら行われること。
- 第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の推進に努めるものとする。

事業概要

基本目標に対応する具体的な取り組み

基本目標 2

あらゆる分野への男女共同参画の促進

【女性活躍推進計画】

推進の方向

1

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

主 要 施 策 ① 各種審議会等委員への女性の登用促進

主な事業の概要	事業内容	所管部局
各種審議会等委員への 女性の登用	○登用目標値の設定○積極的な登用に向けて団体等への推薦依頼○審議会等委員への女性の登用促進○公募制の拡大○女性人材リストを作成し、審議会等の公募情報を登録者へ提供	総 務 部 (関係部局) 市 民 部

主 要 施 策 ② 女性の人材育成

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部	局
女性団体活動状況調査 の実施	○女性を主たる構成員とする団体の活動状況の調査 による人材の把握	市	民	部
人材の育成	○女性を対象とした人材育成講座の開催○地域の企業等で就業するために必要な知識等を 習得させるための人材育成・女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業の実施	市経	民済	部
教育研究機関等における 女性職員の配置促進	○南北海道教育センター研究員への女性教職員委嘱の拡大	学;	校教育	部

主 要 施 策 ③ 職場等における女性の登用促進

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部	局
啓発活動の推進	○情報誌等による,事業所等への意識啓発	市	民	部
女性職員の職域拡大および 管理職等への登用	○男女を問わない適材適所を基本とした職員の配置 ○能力や適性に応じた女性の管理職等への登用	総	務	部
女性の登用状況の把握	○労務状況調査における事業所での女性の登用状況の把握	経	済	部
マイナンバーカード等の 記載事項の充実	○マイナンバーカード等への旧姓併記	市	民	部

主 要 施 策 ① 働く場における男女の均等な就業機会と待遇の確保

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部	局
制度や施策の周知・啓発	 ○男女雇用機会均等法等や制度,施策の周知・啓発 ・労務状況調査における関係資料送付による 周知・啓発 ・市民ホール等でのポスター掲示,資料配布, HPでの情報発信 ○事業所に対して,仕事と家庭の両立支援に関する 各種助成金等の周知 	経	済	睩
関係機関との連携	○技能習得講座に関する情報の提供○就労に関する情報の提供・ハローワークマザーズコーナーの情報発信	経	済	部

主 要 施 策 ② 働く女性の母性健康管理の推進

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
健康相談, 訪問指導の実施	○妊産婦相談等の実施○妊産婦訪問指導等の実施○産後ケア事業の実施○不妊相談の実施	子ども未来部
健康診査の実施	○妊婦健康診査の実施○産婦健康診査の実施	子ども未来部
保健指導の実施	○妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及・プレママ・プレパパ教室(両親学級)の開催○母子健康手帳の交付	子ども未来部
経済的支援	○不育症治療費の助成○出産・子育て応援給付金の支給	子ども未来部

主 要 施 策 ③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための長時間労働の 是正等就業環境の整備

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部	局
各種講座の開催	○男女共同参画に関する出前講座の開催	市	民	部
啓発活動の促進	○男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行○啓発資料等の貸出し・情報誌,関係図書の貸出し	市	民	部
事業所等への普及促進	○メール等による事業所あての情報発信○ワーク・ライフ・バランスアドバイザーの派遣による 研修会の実施	市	民	部
助成金等の周知	○事業所に対して,仕事と家庭の両立支援に関する各種助成金等の周知	経	済	部
男女共同参画やワーク・ ライフ・バランスに関する 取り組み企業への契約等 における優遇措置の実施	○函館市競争入札参加資格審査申請における格付 審査の主観点(地域貢献評価)に加点	財	務	部

主 要 施 策 ④ 雇用に関わる法制度等の周知・啓発および相談体制の充実

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部	局
制度や施策の周知・啓発	 ○男女雇用機会均等法等や制度,施策の周知・啓発 ・労務状況調査における関係資料送付による周知・啓発 ・市民ホール等でのポスター掲示,資料配布, HPでの情報発信 ○若者への男女雇用機会均等法等や制度,施策の周知・啓発 ・労働者のためのハンドブックのHPへの掲載 ○事業所に対して,仕事と家庭の両立支援に関する各種助成金等の周知 	経	済	界
相談支援体制の充実	○男女共同参画苦情処理制度の活用・施策等に対する苦情の申出や人権の侵害に係る相談を受け、苦情の解決にあたる○職場環境の様々な悩みを持つ働く女性のための相談・働く女性の悩み相談	市	民	器
関係機関との連携	○技能習得講座に関する情報の提供○就労に関する情報の提供・ハローワークマザーズコーナーの情報発信	経	済	部

推進の方向

3

多様なニーズを踏まえた就業環境の整備

主 要 施 策 ① 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に向けた啓発

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部	局
労務状況調査の実施 および周知・啓発	○労務状況調査の実施および労務状況調査時における 関係資料送付による周知・啓発	経	済	骆

主要施策②女性の再チャレンジ支援

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部 局
各種講座の開催	○女性労働者の自己研さんのための講座 ・就業支援講座(パソコン講座)の開催	市	民 部
制度や施策の周知・啓発	○男女雇用機会均等法等や制度,施策の周知・啓発 ・市民ホール等での資料配布 ・労働者のためのハンドブックによる均等法, 育児・介護休業法に関する相談先の周知	経	済 部
関係機関との連携	○技能習得講座に関する情報の提供○就労に関する情報の提供・ハローワークマザーズコーナーの情報発信	経	済 部
女性の就労支援	○地域の企業等で就業するために必要な知識等を 習得させるための人材育成・女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業の実施	経	済 部

主 要 施 策 ③ 女性の起業支援の充実

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部 局	5
各種講座の開催	○女性の人材育成講座の開催 ・パソコン講座の開催	卡	民 部	3
中小企業融資制度の周知 および利用促進	○チャレンジ資金の周知および利用促進を図る	経	済 部	3
起業化の促進	○創業バックアップ助成金制度 ○創業スキルアップ講座の開催 ○ビジネスプラン作成スクールの開催	経	済 部	3
セミナーの開催	○創業者との交流カフェの開催	経	済 部	3
女性の人材育成	○地域の企業等で就業するために必要な知識等を 習得させるための人材育成・女性の再就業支援事業の実施	経	済 部	3

主 要 施 策 ④ 様々な雇用形態における女性の就業環境の改善

主な事業の概要	事業内容	所	管 部	局
啓発活動の促進	○情報誌の発行や啓発資料の貸出しを通じた女性の 就業環境の改善	柜	民	部
社会保障制度に関する 周知・啓発	○年金・健康保険に関する周知・啓発	市	民	部

推進の方向 地域社会等への男女共同参画の促進

主 要 施 策 ① 地域社会への男女共同参画の促進

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
各種講座の開催	○男女共同参画に関する出前講座の開催 ○プレママ・プレパパ教室(両親学級)の開催	市 民 部子ども未来部
地域課題への取り組み	○消費者教育・活動の推進・消費生活情報の発行,一般,若者,高齢者向け 講座の開催,消費生活・借金(多重債務)相談等	市民部

主 要 施 策 ② 地域防災や防犯などの分野における男女共同参画の促進

主な事業の概要	事業内容	所	管 部	局
防災等への男女共同 参画の促進	○男女共同参画の視点からの防災対策の推進 ・情報誌等による意識啓発	市	民	部
防災, 防犯活動への支援	○自主防災組織への支援・訓練や会議への参加○自主防災リーダー養成研修講座の開催	総	務	船

主 要 施 策 ③ 男女共同参画に関する国際交流活動の促進

主な事業の概要	事 業 内 容	所	管 部	局
国際情報の収集と提供	○男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供・情報誌,関係図書の貸出し・「マイセルフ」の発行○男女共同参画パネル展の開催	市	民	部
国際交流活動への支援	○海外との交流に関する市民団体等への助言・ 情報提供等	企	画	部

基本目標 3

多様な生き方が選択できる環境づくり

推進の方向 1 安心して暮らせる環境づくり

■ 現況と課題 ■

本市の総人口は、国勢調査によると、昭和55年(1980年)の34万5、165人をピークに減少傾向にあり、令和2年(2020年)では、25万1、084人となっています。【図表-19】 世帯数については、平成17年(2005年)までは増加していましたが、平成22年(2010年)に減少に転じ、令和2年(2020年)では、12万1、793世帯となっております。【図表-20】

また、令和2年国勢調査による老年人口は36.0%と、超高齢社会の目安とされる21%をはるかに超えているほか、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯も増加傾向にあり、高齢化の進行とともに、要介護高齢者等についても増えていくものと思われます。「市意識調査」では、「男女どちらも同等に介護を分担した方がよい」との意見が多く、男女共同参画の意識が高い傾向にあります。【図表-19,21,22】

高齢者や障がいのある人がその意欲や能力に応じて就労や地域社会への貢献など、社会とのかかわりを持ち続け、様々な形で充実した生活を実現するためには、社会参画の機会の提供や環境の整備が必要となるほか、誰もが心身の健康を維持しながら、生きがいを持って自分が望む生き方を選択できる社会づくりのための取り組みが必要です。

一方、本市の人口減少は、若年層をはじめとする転出超過に加え、合計特殊出生率 (注) が全道、全国よりも低く推移しており、このままの状況が続くと、老年人口の割合はさらに上昇し、それを支える生産年齢人口の負担は大きくなっていきます。【図表-23】

このように少子高齢化の進行や、人口減少時代を迎えて、私たちを取り巻く社会環境は急速に変化するとともに、人々のライフスタイルや価値観のほか、家族形態も多様化し、家族を取り巻く状況も変化しております。

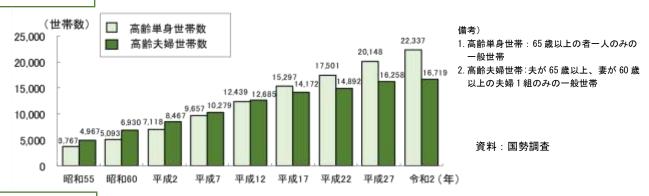
このような社会状況のなか、介護環境の整備やきめ細やかな子育で支援サービスの提供のほか、近年、社会問題となっている子どもの貧困は、子どもの生活環境や教育面などに大きな影響をおよぼすとともに、貧困が世代を超えて連鎖する恐れがあるため、子育で家庭への経済的支援や、ひとり親家庭の自立支援の充実などが求められており、様々な支援を通じて、男女がそれぞれ自立して生活できる環境づくりが必要です。【図表-24】

また,新型コロナウイルス感染症の感染拡大により,これまでの就業や生活環境が変化し,特に女性の雇用や生活面において深刻な影響を及ぼしており,適切に対応することが必要です。

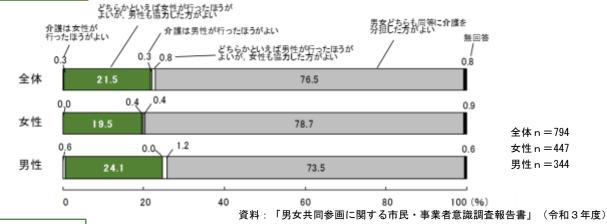
注)合計特殊出生率/15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む子どもの数。



図表-21 高齢単身世帯数および高齢夫婦世帯数の推移(函館市)



図表-22 介護の家庭内での分担について (函館市)



図表-23 合計特殊出生率の推移



資料:市立函館保健所事業概要(統計編)

図表-24 子どもの貧困に関する指標(函館市)

指 標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考	
生活保護率(‰)	46.3	45.9	45.7	45.7	45.7	45.6		
全道平均(‰)	30.9	30.6	30.2	30.0	29.7	29.6	北海道「生活保護実施概要令和2年度実績	
全国平均(‰)	16.9	16.8	16.6	16.4	16.3	16.3	厚生労働省「被保護者調査」	
児童扶養手当受給率(%)	1.42	1.39	1.33	1.26	1.21	1.19	各年度4月末時点	
全道平均(%)								
全国平均(%)								
就学援助認定率(%)	26.3	25.3	27.3	26.1	25.1	24.7	各年度3月末時点	
小学生(%)	25.6	24.3	26.3	24.6	23.3	23.2		
中学生(%)	27.7	27.2	29.2	29.2	28.7	27.7		
全道平均(%)	17.67	17.20	16.70	16.40	15.90	15.75	文部科学省	
全国平均(%)	13.66	13.64	13.51	13.40	13.36	13.23	「就学援助実施状況等調査」	

備考)

- 1. 児童扶養手当:ひとり親家庭等(母子および父子家庭等)の生活の安定と自立の 促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る ことを目的として支給される手当
- 2. 就学援助:市内に住所を有し、認定基準に該当する国公立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に、学用品や給食費など就学に要する費用を援助する制度(生活保護世帯を除く)

資料:函館市保健福祉部, 子ども未来部, 教育委員会

■ 基本的な方向性と主要施策 ■

男性の家事・育児への参画を促すための学習機会を提供し、性別による固定的役割分担意識の 解消に努めます。

また、就労形態や、共働き世帯の増加や核家族化など家族のあり方が多様化していることに伴い、保育・介護体制の充実を図るほか、子育てや介護などの家庭生活と仕事の両立支援に取り組むとともに、高齢者や障がいのある人の生きがいづくりや社会参画を促進し、健康で自分が望む生き方を選択できる活力ある地域社会の形成をめざします。

さらに、貧困等生活上の困難に直面する女性は、自ら支援を求めることが難しいことにも留意 して、相談などの機会を通じて必要な支援につなげていきます。

- ① 安心して子育て・介護ができる環境づくり
- ② ひとり親家庭における自立の支援
- ③ 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり
- ④ 生活上の困難に対する相談支援の充実

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
 - (2) 社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならないこと。
 - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすること。

推進の方向 2 生涯を通じた男女の健康支援

■ 現況と課題 ■

生涯にわたって健康で、いきいきと暮らすためには心身の健康が欠かせません。男女が互いの身体的特質を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。

特に、女性は妊娠や出産などの身体の機能を備えており、女性特有の健康上の問題に直面します。このため、身体に関する正しい知識を身につけ、生涯を通じ自らの健康の維持・管理を行うことが必要です。

本市においては女性の喫煙率が全国平均より高く、また、全国的に若年層の性感染症や薬物乱用なども依然として社会問題となっており、生命の尊重や自分自身の心身の健康の大切さを認識するため、学齢期から正しい知識を身につける必要があります。【図表-25】

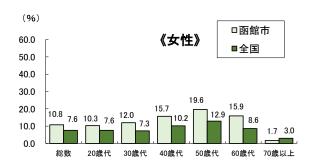
また,近年はメタボリック症候群^(注)などの生活習慣病のほか,うつ病や自殺の原因ともなっている心の健康も問題となっていることから,メンタルヘルス対策など健康づくり支援へのさらなる取り組みが必要です。

注)メタボリック症候群(内臓脂肪症候群)/内臓脂肪型肥満(内臓肥満・腹部肥満)に高血糖、高血圧、高脂血症のうち2つ以上 を合併した複合生活習慣病。

図表一25

喫煙の状況 (年代別)





資料:函館市保健福祉部 (令和3年度)

■ 基本的な方向性と主要施策 ■

性感染症、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用など健康に影響を及ぼす問題や生殖に関する健康の重要性についての意識啓発を行うとともに、心の健康づくりや生活習慣病予防のための健康診査・健康指導など生涯を通じた健康の維持・管理のための意識づくりと正しい知識の普及に努めます。

また,妊娠・出産,子育ての不安等を解消するために,妊娠・出産・乳幼児期における各種健康診査や相談・指導の充実を図ります。

- ① 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援
- ③ 健康を脅かす問題についての啓発

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
- (5) 男女が互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり人格の尊厳を保つことができるようにすること。

事業概要

基本目標に対応する具体的な取り組み

基本目標 3

多様な生き方が選択できる環境づくり

推進の方向

1

安心して暮らせる環境づくり

主 要 施 策 ① 安心して子育で・介護ができる環境づくり

主な事業の概要	事 業 内 容	所管部局
経済的支援	○奨学金の支給○奨学金の貸付○入学準備給付金の支給○中学校卒業生入学準備等給付金の支給○子ども医療費の助成○就学援助の実施	子ども未来部 学 校 教 育 部
保育事業の充実	○保育時間の延長、休日保育・乳児保育・障がい児保育・病児保育・一時保育の実施等○トワイライトステイ事業の実施○ショートステイ事業の実施○保育に関する情報の提供	子ども未来部
多様な子育で支援	 ○ファミリー・サポート・センターの管理運営 ○子育てサロンの周知・啓発 ○育児不安を持つ母親に対する相談,訪問指導の充実 ○子育て支援に係るネットワークの構築 ○放課後児童対策の充実 ・利用料軽減費加算の実施 ○子育てアドバイザーによる支援の充実 ○養育支援訪問事業の実施 ○子育てアプリによる子育で情報の配信 ○ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業の実施 ○市営住宅への子育て世帯優先入居 	子ども未来部 都 市 建 設 部
多様な子育て支援 (はこだてキッズプラザ)	○子育て支援コンシェルジュによる支援の充実○託児施設による支援の充実	子ども未来部 経 済 部
子どもの貧困対策	○「子どもの生活実態調査」の結果を踏まえた施策の実施	子ども未来部
家族介護者への支援	○家族介護者支援事業の実施	保健福祉部
情報提供と相談支援窓口 体制の充実	○マザーズ・サポート・ステーション事業の実施 ○子ども家庭総合支援拠点(子ども何でも相談110番) による相談の実施 ○福祉拠点による相談支援等の実施	子ども未来部 保健福祉部

主 要 施 策 ② ひとり親家庭における自立の支援

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
経済的支援	○ひとり親家庭等医療費の助成○児童扶養手当の支給○福祉資金の貸付○母子家庭等自立支援給付金の支給○養育費確保支援事業	子ども未来部
相談支援事業の充実	○ひとり親家庭サポート・ステーション事業の実施○母子・父子自立支援相談室の充実○母子生活支援施設への入所措置○母子家庭の母および父子家庭の父への就業支援○ひとり親家庭支援事業の実施○福祉拠点による相談支援等の実施	子ども未来部 保 健 福 祉 部

主 要 施 策 ③ 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
福祉サービスの充実	○在宅ケアサービスの充実○施設ケアサービスの充実○障がい者福祉サービスの充実	保健福祉部
介護予防事業の拡充	○介護予防教室等の開催○ボランティア活動支援○地域住民グループ支援○地域リハビリテーション活動支援	保健福祉部
認知症施策の推進	○新オレンジプランに基づく各種事業・認知症地域支援推進員の設置,認知症初期集中支援チームの配置,認知症サポーターの養成等○認知症施策推進大綱に基づく各種事業○軽度認知障害スクリーニングテスト	保健福祉部
高齢者の日常生活支援 体制の充実・強化	○生活支援体制整備事業の実施 ・生活支援コーディネーターによる体制づくり ・協議体の会議開催	保健福祉部
権利擁護	○高齢者・障がい者の虐待防止○成年後見制度利用支援事業の実施	保健福祉部
介護人材の育成・確保	○介護事業所職員向け研修会の開催○介護職員の研修受講に対する支援○介護助手を活用した労働環境改善に取組む事業者に対する支援○介護事業所と求職者のマッチング	保健福祉部

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
情報提供と相談窓口	○福祉拠点による相談支援等の実施	保健福祉部
雇用・就労の促進	○福祉的就労の場の確保・地域活動支援センター事業の実施	保健福祉部
障がい者(児)の社会参加 の促進	○ノーマライゼーション推進事業の実施 ○点訳奉仕員等養成事業の実施	保健福祉部
障がい者の文化・スポーツ 活動への参加促進	○スポーツ・レクリエーション事業の実施・障がい者スポーツ教室の開催	保健福祉部生涯学習部
高齢者や障がい者に配慮 した住宅等の確保促進	○良好な居住環境を備えた高齢者向け優良賃貸住宅 (民間)の供給○公営住宅の整備・確保・老人,障がい者の公営住宅への優先入居○住宅改修の支援	都市建設部保健福祉部

主 要 施 策 ④ 生活上の困難に対する相談支援の充実

主な事業の概要	事 業 内 容	所(管部	局
相談窓口の充実	○相談窓口の充実と適切な支援への引継ぎ・福祉拠点による相談支援等の実施	保健	福祉	骆
	・女性つながりサポート事業の推進	市	民	部

推進の方向

2

生涯を通じた男女の健康支援

主 要 施 策 ① 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
健康教育の実施	○健康教室,講座の開催・生活習慣病およびがん予防等健康づくりをテーマとした講座等の開催・健幸大学での普及啓発	保健福祉部
自殺予防対策事業の実施	○講演会や頒布物による自殺対策の普及啓発○夜間,休日に対応した相談箇所の拡充	保健福祉部
医療, 年金制度などの 周知・啓発	○パンフレット・ポスター等による国民健康保険制度,後期高齢者医療制度,重度心身障害者,ひとり親家庭等 医療費助成制度,国民年金制度の周知・啓発	市 民 部 保健福祉部 子ども未来部
生涯学習の普及啓発	○生涯学習情報誌の発行○単位認定システムまなびっと広場の開催○函館市高齢者大学等高齢者を対象とした講座の開設○生涯学習リーダー・バンクの整備・充実	生涯学習部
スポーツ・レクリエーション 活動の推進	○総合型地域スポーツクラブ育成事業の推進○学校開放・モデル事業の推進○施設等の整備	生涯学習部

主 要 施 策 ② 妊娠・出産等に関する健康支援

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
健康相談, 訪問指導の実施	○妊産婦相談,乳幼児相談,発達相談等の実施○妊産婦訪問指導,乳幼児訪問指導等の実施○産後ケア事業の実施○不妊相談の実施	子ども未来部
健康診査の実施	○妊婦健康診査の実施○産婦健康診査の実施	子ども未来部
保健指導の実施	○妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及・プレママ・プレパパ教室(両親学級)の開催○母子健康手帳の交付	子ども未来部
医療援護の実施	○未熟児養育医療の実施	子ども未来部
経済的支援	○不育症治療費の助成○出産・子育て応援給付金の支給	子ども未来部

主 要 施 策 ③ 健康を脅かす問題についての啓発

主な事業の概要	事 業 内 容	所 管 部 局
健康教育の実施	○健康教室, 講座の開催・生活習慣病およびがん予防等健康づくりをテーマとした講座等の開催・健幸大学での普及啓発	保健福祉部
たばこ対策事業	○禁煙対策・健幸大学での普及啓発○受動喫煙防止対策・「きれいな空気の施設の登録推進事業」の実施○未成年者喫煙防止対策・喫煙防止講座の実施	保健福祉部
喫煙飲酒,薬物乱用防止 についての啓発	○学校における喫煙飲酒,薬物乱用防止についての啓発・体育科・保健体育科教育の推進・「薬物乱用防止教室」の開催等	学校教育部